

令和6年度 中野区養親希望者手数料負担軽減事業の 交付申請について

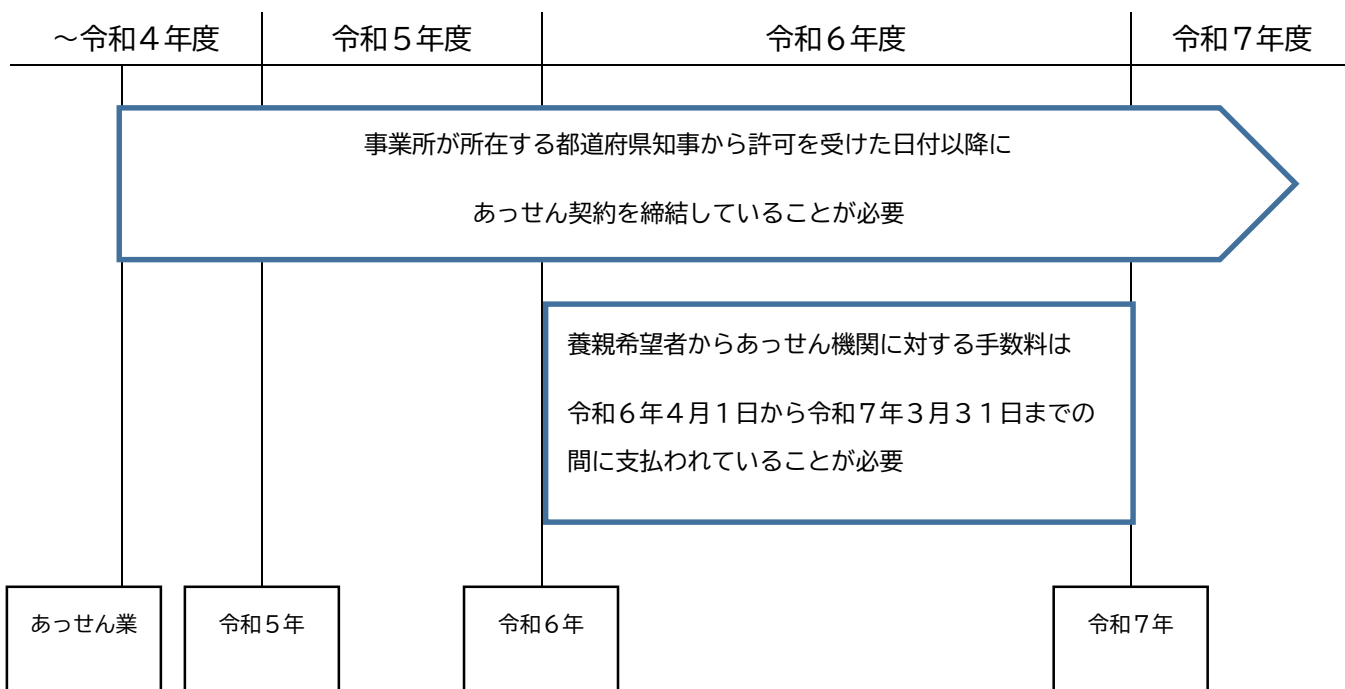
- 1 事業概要
- 2 補助要件等
- 3 交付申請・請求の手続き
- 4 必要書類チェックリスト

1 事業概要

- この事業は、区内に居住する養親希望者（以下「養親希望者」という。）の負担軽減を図るため、養親希望者が養子縁組あっせん機関に対して支払った手数料について、中野区が養親希望者に対して、当該手数料負担に相当する額の全部又は一部を補助するものです。
- このマニュアルでは、補助の内容や要件、申請に必要な手続き等をご案内しております。内容をご確認の上で申請手続きを行っていただくようお願い致します。

2 補助要件等

- あっせん機関が、事業所が所在する都道府県知事から許可を受けた日付より後に締結した契約に基づいてあっせんを行い、養親希望者が縁組成立前養育を開始した場合に、養親希望者があっせん機関に対して支払った手数料について、補助を行います。
- 令和6年度に補助対象となるのは、令和6年4月1日から令和7年3月31日までに、手数料を支払っている方です。
（令和7年4月1日以降の支払については、令和7年度の助成事業の補助対象となります。）
- あっせん機関に対して支払った手数料について、1人（世帯）当たり40万円を上限として補助を行います。
- 補助の回数は、1回のあっせん毎に1回に限ります。
- 縁組成立前養育開始日から交付申請日までの間、区内に居住していることが必要です。（交付申請の時点で、縁組成立前養育が開始していない場合には、交付申請の時点で区内に居住し、かつ縁組成立前養育開始日にも区内に居住していることが必要です。）



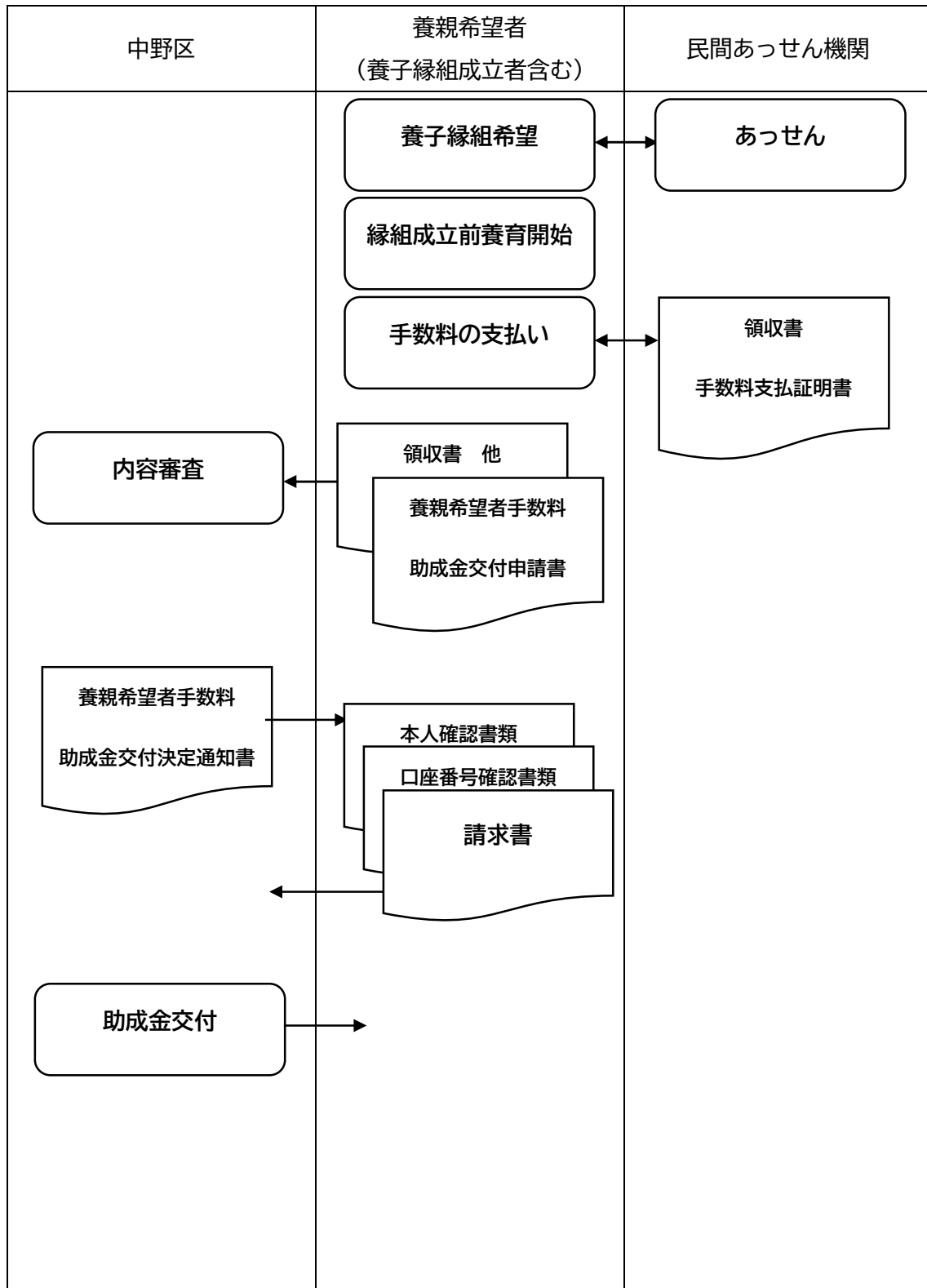
3 交付申請・請求の手続き

【必要書類】

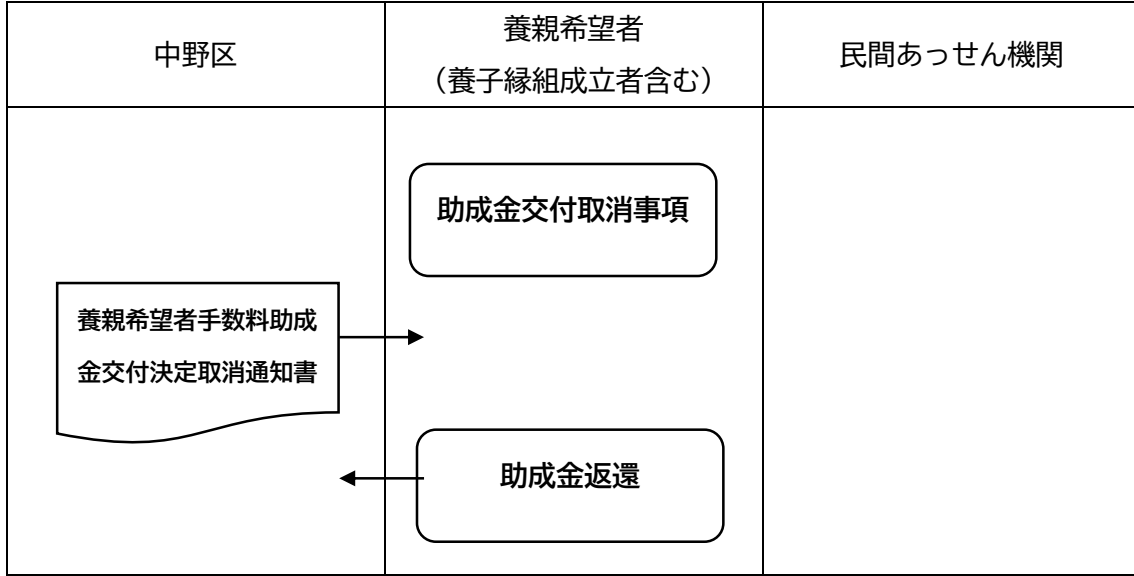
| | 必要書類 | 備考 |
|------------|------------------------------------|--|
| 交付申請に必要な書類 | | |
| 1 | 中野区養親希望者手数料 助成金交付申請書 (第1号様式) | ・原本をご提出ください。本人控えとしてコピーを取ってください。 |
| 2 | 手数料支払証明書 (別紙1) | ・あっせん事業者が記入する書類です。 ・原本をご提出ください。本人控えとしてコピーをとってください。 |
| 3 | 支出の根拠が確認できるもの(領収書等)のコピー | ・あっせん機関へ支払った手数料の金額を確認するための書類です。 ・コピーをご提出ください。原本はお手元で保管してください。 |
| 請求に必要な書類 | | |
| 4 | 請求書(別紙2) | ・交付決定通知を受けて、区に対して交付金の請求をするために必要な書類です。 |
| 5 | 口座番号が確認できる書類 | ・銀行通帳の写し(口座番号、口座種別、名義などが分かる部分)のコピーを提出してください。 ※養親希望者手数料補助金交付申請書(様式第1号)の申請者と同じ名義の口座にしてください。 |
| 6 | 本人が確認できる書類 | ・請求者が本人であることを確認するために必要な書類です。 ・運転免許証、個人番号カード《個人番号には黒塗りが必要》、パスポートの写しを提出してください。 |

※9～10ページ「必要書類チェックリスト」も併せてご確認ください。

【助成金支払いまでの流れ】



【交付決定取消事由が生じた場合】



- 交付申請を受けて、交付決定の通知をお送りします。
- 助成金は口座振替でお支払いします。
- 振込先口座は申請者名義の口座を指定していただきます。(旧姓や配偶者名義の口座は指定できません。)
- ゆうちょ銀行の口座を振込先に指定する場合には、振込専用の店名・預金種目・口座番号が必要です。
- 中野区の公金取扱金融機関でない金融機関を指定することはできません。
- 申請書添付書類の発行等にかかる手数料及び切手代等郵送に係る費用などは、申請者の負担になります。
- 助成金の交付決定等は書面にてお知らせします。住民登録地以外の住所に送付することはできませんので、申請後に転居をする場合などは転送届を郵便局に提出してください。
- 申請書類に不備や不足があった場合は、確認や追加提出依頼のために担当者から連絡することがあります。(原則として、申請者の電話番号に御連絡します。担当者から連絡をする際、プライバシー等特段の配慮が必要な方は、その旨(連絡する携帯電話番号等について具体的に)メモにてお書き添えください。)
- 提出いただいた書類は返却できません。コピー等を取った上でご提出ください。
- 本事業で受け取った助成金は、各人に取って所得税法上の「一時所得」となります。本助成金以外に一時所得がある場合、合計額によっては税務署への確定申告が必要です。確定申告の方法などは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

【申請方法・送付先】

- 申請は郵送でお願いします。
- 簡易書留や特定記録郵便など、差出・配達証明される郵便をお勧めします。

住所：〒164-0011 東京都中野区中央一丁目41番2号

宛先；中野区子ども・若者相談課 庶務係（養親希望者手数料負担軽減事業）

電話：03-5937-3267（平日8時30分～12時、13時～17時）

4 必要書類チェックリスト

養親希望者手数料負担軽減事業 交付申請提出書類一覧・チェックリスト

| No | 提出書類 | ☑ |
|------------|--|--------------------------|
| 交付申請に必要な書類 | | |
| 1 | 中野区養親希望者手数料助成金交付申請書（第1号様式） | <input type="checkbox"/> |
| | 申請年月日は記載していますか。 | <input type="checkbox"/> |
| | 住所は住民票に記載してある住所と一致していますか。 | <input type="checkbox"/> |
| | 申請年月日の時点で区内に居住していますか。 | <input type="checkbox"/> |
| 2 | 中野区養親希望者手数料助成金交付事業 手数料支払証明書（別紙1） | <input type="checkbox"/> |
| | ※本様式は、あっせん機関が記入します。 中野区には原本の送付が必要です。本人控えとしてコピーを取ってください。 | <input type="checkbox"/> |
| | 養子縁組あっせん契約締結（予定）年月日、縁組成立前養育開始（予定）年月日、あっせん手数料の領収（予定）日、領収（予定）金額を確認しましたか。 | <input type="checkbox"/> |
| 3 | 支出の根拠が確認できるもの（領収書等）のコピー | <input type="checkbox"/> |
| | ※交付申請の時点であっせん機関に手数料の支払いを行っており、あっせん機関から領収書等の交付を受けている場合には、領収書等のコピーを添付してください。 | <input type="checkbox"/> |
| | 領収書等の日付は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの日付ですか。 | <input type="checkbox"/> |
| | 領収書等の日付は、手数料支払証明書（別紙1）のあっせん手数料の領収日と一致していますか。 | <input type="checkbox"/> |
| | 領収書等の金額は、手数料支払証明書（別紙1）のあっせん手数料の領収金額と一致していますか。 | <input type="checkbox"/> |
| 請求に必要な書類 | | |
| 4 | 請求書（別紙2） | <input type="checkbox"/> |
| | 請求書の日付は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの日付ですか。 | <input type="checkbox"/> |
| | 住所及び氏名は、中野区養親希望者手数料助成金交付申請書（第1号様式）の内容と一致していますか。 | <input type="checkbox"/> |
| | 氏名の横に押印していますか（シャチハタ印不可）。 | <input type="checkbox"/> |
| | 請求金額は、交付決定を受けた金額と一致していますか。 | <input type="checkbox"/> |
| | ※振込先口座は申請者名義の口座を指定していただきます。 | <input type="checkbox"/> |
| 5 | 口座番号が確認できる書類 | <input type="checkbox"/> |
| | 金融機関名、口座種別、口座番号、口座名義人等は、請求書に記載の内容と一致 | <input type="checkbox"/> |

| | | |
|---|------------|--------------------------|
| | していますか。 | |
| 6 | 本人が確認できる書類 | <input type="checkbox"/> |